

平成 29 年 3 月 10 日

三田市の図書館を考える市民の会 御中

三田市立図書館

質問の回答について（回答）

平成 29 年 2 月 6 日付けで発せられた標記の文書について、市と協議の上で下記の通り回答いたします。
回答に際しては、頂いたメール内容を引用し、回答内容を太字で記入しておりますので、ご確認をお願い致します。

（前略）報告をいただいた市民の方に代わってお尋ねをいたします。件の資料は『奴隸船の歴史』（マーカス・レディカーノ著、上野直子訳）です。

この方は昨年、リクエスト申請をされましたら、なかなか結果の連絡がこないため図書館カウンターに問い合わせたところ、既に調査相談室に「禁帯出の資料」として所蔵されていました。所蔵されている旨の連絡もなくリクエスト申請書が処理がされていたことについて苦言を呈し、この資料が 339, 66 p・図版 16 p で上下 2 段組の重厚なもので館内での閲覧では限界があるため、貸出を申し出たところその場で貸出処理がされ、再貸出もできたそうです。一旦返却後、もう一度再貸出をしようとされましたら、次に予約をされていた方がいたため断念されました。その後、webOPAC で検索したところ貸出中になっていたため、当然のこと貸出可能な資料として所蔵されていると解釈されました。

しかし、昨日（2 月 5 日）、貸出をしようとしたところ、再び「禁帯出資料」となっており貸出ができませんでした。一度貸出ができ少なくとも自分以外にもう一人貸出ができたのに、今回は何故貸出ができないのかと窓口の職員に尋ねたところ、上司に伺いを立てた結果、やはり貸出できないと言われたそうです。その際、館長さんに直接連絡をとってみると残してきましたとお話でした。

このように、貸出しが可能だったりダメだったり、所定の手続きもなく特定の利用者にだけ貸出しをしたりしたとすれば利用者への差別待遇です。また対応が一貫していないと言わざるを得ません。三田市立図書館には「特別貸出」などの手続きを行っての貸出はされてはいなのでしょうか。最初に禁帯出の資料を通常の貸出と同様に扱ったこと、さらに再貸出がされたことが不可解でなりません。本来は特別貸出申込書などの様式に則って申請してもらい、館長の決裁により処理されるべきであったと思います。そうでなければ、この資料を禁帯出にした理由が曖昧になってしまい、選定・収集方法に疑念を持たざるを得ません。

なお、『奴隸船の歴史』を所蔵している県内の全ての図書館では貸出可能資料として扱っています。
今回の対応についての館長のご見解と『奴隸船の歴史』が禁帯出の資料として扱われた詳しい理由を伺いたく存じます。早急な回答をよろしくお願ひします。

⇒ ご指摘の資料は、当館では内容と価格を勘案して禁帯出書籍としています。今回については、利用者のご事情に配慮した上で特別帯出の対応をおこないましたが、その直後に予約を入れられた方に対して、スタッフが一般帯出可能資料と誤認したようです。資料管理システムの都合上、他館とは禁帯出指定の考え方がある場合もありますので、貸出のご要望については、資料管理や他の利用者への影響等を考慮しながら、今後ともできるだけ柔軟な対応に努めて参ります。一方で今回の事案を踏まえ、特別帯出の手続きについては、利用者にはお手数をお掛けすることになりますが、所定の手続きを厳密に運用することをスタッフに徹底します。